

○総務省訓令第19号

平成21年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成21年3月31日

総務大臣 塙山 邦夫

平成21年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成21年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項（1）に掲げられた主要な政策のうち、以下の政策とする。

- ・情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- ・ユビキタスネットワークの整備
- ・I C T分野における国際戦略の推進
- ・消防防災体制の充実強化

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）を踏まえ、事業実施中である以下の「成果重視事業」については、実績評価方式により、個別に事業実施期間中における年度ごとの評価・検証を実施する。

- ・職員等利用者認証業務・システム最適化事業
- ・文書管理業務・システム最適化事業
- ・共同利用システム基盤の業務・システム最適化事業
- ・政府調達（公共事業を除く）手続の電子化に向けたシステム開発等
- ・恩給業務・システム最適化事業

- ・統計調査等業務の最適化事業

(2) 評価の手続等

① 実績評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等はこの計画に基づき実績評価書の案（以下「実績評価書案」という。）を作成し、平成21年5月下旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は実績評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第3項（1）の規定に基づき設定した当該政策の基本目標や指標等の達成度合いの正確な把握に努めるとともに、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された実績評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された実績評価書案の記載内容について、基本計画第10章第1節第2項（1）③の規定に基づき審査を行うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課は、上記②の審査を行った実績評価書案について、基本計画第7章の規定に基づき大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が別に定める方法により、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

④ 大臣官房政策評価広報課が上記③の学識経験者等の意見を聴取した後、総務省政策評価省内委員会における実績評価書案の決定等を経て、平成21年6月下旬を目途に実績評価書を公表するものとする。

⑤ 法第10条第2項の規定に基づき実績評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から④の手続に準じて行うものとする。

(3) 実績評価書の様式等

実績評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

## 2 事後事業評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項（2）に規定した政策のうち、次に掲げる政策とする。

- ・政府認証基盤最適化事業
- ・国際情報通信ハブ形成のための高度ＩＣＴ共同実験
- ・電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習
- ・ユビキタスネットワーク技術の研究開発
- ・電子タグの高度利活用に関する研究開発
- ・ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発
- ・アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発
- ・総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化
- ・偏波多重衛星通信技術の研究開発

(2) 評価の手続等

① 事後事業評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等は、この計画に基づき事後事業評価書の案（以下「事後事業評価書案」という。）を作成し、平成21年5月下旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、この事後事業評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案の記載内容について、基本計画第10章第1節第2項（1）③の規定に基づき審査を行うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課が上記②の審査を行った後、事後事業評価書案の決定等を経て、平成21年6月下旬を目途に事後事業評価書を公表するものとする。

④ 法第10条第2項の規定に基づき事後事業評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から③の手続に準じて行うものとする。

（3）事後事業評価書の様式等

事後事業評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

### 3 総合評価方式により評価を行う場合

（1）評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして、基本計画第6章第2節第2項（1）に掲げられた主要な政策のうち、以下の政策とする。

- ・適正な行政管理の実施
- ・分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
- ・地方財源の確保と地方財政の健全化
- ・分権型社会を担う地方税制度の構築
- ・郵政行政の推進
- ・一般戦災死没者追悼等の事業の推進
- ・恩給行政の推進
- ・公的統計の体系的な整備・提供

（2）評価の手続等

① 総合評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等はこの計画に基づき総合評価書の案（以下「総合評価書案」という。）を作成し、平成21年5月下旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は総合評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第3項（1）の規定に基づき設定した当該政策の基本目標等を用いて政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された総合評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された総合評価書案の記載内容について、基本計画第10章第1節第2項（1）③の規定に基づき審査を行うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課は、上記②の審査を行った総合評価書案について、基本計画第7章の規定に基づき大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が別に定める方法により、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

④ 大臣官房政策評価広報課が上記③の学識経験者等の意見を聴取した後、総務省政策評価省内委員会における総合評価書案の決定等を経て、平成21年6月下旬を目途に総合評価書を公表するものとする。

⑤ 法第10条第2項の規定に基づき総合評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から④の手続に準じて行うものとする。

（3）総合評価書の様式等

総合評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月23日総務省訓令第51号）

この訓令は、平成21年10月26日から施行する。